

第5次 御代田町長期振興計画 基本構想（案）

序

- 第1節 長期振興計画の役割・・・・・・・・・・1 ページ
- 第2節 環境の変化と現状認識・・・・・・・・・・2 ページ
- 第3節 御代田町の将来像・・・・・・・・・・7 ページ
- 第4節 計画の構成・・・・・・・・・・12 ページ

第1章

- 第1節 主要指標・・・・・・・・・・13 ページ
- 第2節 第2節 土地利用構想・・・・・・・・19 ページ

序

第1節 長期振興計画の役割

当町は、第1次長期振興計画を昭和51年度（1976年度）、第2次長期振興計画を昭和61年度（1986年度）、第3次長期振興計画を平成8年度（1996年度）、第4次長期振興計画を平成18年度（2006年度）に策定してまちづくりを計画的に進めてきました。

第3次・第4次長期振興計画において「超長期目標2万人公園都市構想」を掲げ、基本構想を着実に実行してきたことにより、現在の人口は計画人口以上に増加しています。全国的には人口減少社会である中、当町の人口は社会動態により増加傾向にあります。20代後半から30代前半の転入者も多く、この傾向が続けば、当面は微増ながらも人口増加が続くと推計できます。

第4次長期振興計画では、21世紀の基盤を固めるために「豊かな自然と温かい心が響きあい 新たな未来を創造する 文化・高原公園都市 御代田」の目標を掲げ、道路網、公園、上・下水道の整備、中学校の建設等、社会資本整備に積極的に取り組んできました。これにより、社会資本整備は相当程度進み、役場庁舎の建替事業、ごみ焼却施設建設事業等の課題を残して、大規模事業はほぼ終了しています。

産業振興にも力を注ぎ、農村地域工業等導入促進法により、大谷地地区の農業振興地域農用地区域内に約5.6haの「やまゆり工業団地」を造成し、町内企業の町外流出に歯止めをかけ、町発展の基盤となってきた工業の振興に力を注いできました。

過去4次の長期振興計画により築き上げてきた社会資本を活用して、21世紀の御代田町が持続可能な振興・発展をとげ、町民と行政との役割の再構築を行い、自立した、魅力ある住みたいまちづくりをするために本計画を策定します。

長期振興計画は長期構想制定の趣旨や性格に則して考えると次の役割となります。

- ① 長期的、総合的視野のもとに施策を計画的に実施していく、行政運営の指針としての役割
- ② まちづくりの最上位計画としての役割
- ③ 住民、企業、各種団体等が町内における活動の指針としての役割
- ④ 国・県が事業を行うにあたって尊重すべき指針としての役割
- ⑤ 「まちづくりの意志」を町内外に表明する役割

第2節 環境の変化と現状認識

1 高度経済成長～東日本大震災・アベノミクス

戦後日本経済は、一貫して右肩上がりの経済成長を続けてきました。昭和60年（1985年）のプラザ合意による国際的な金融協調体制の必要性から、大幅な金融緩和政策を進めたことにより、1980年代の後半からバブル経済が発生し、1990年代前半まで続きました。この10年間は第2次長期振興計画の期間に該当します。

1990年代の中頃からバブル経済が崩壊し、株式、土地などの資産が暴落し、金融機関をはじめ多くの企業が経営難に陥り、長期にわたるデフレ不況に見舞われ、この間は失われた10年といわれる平成不況の時代でした。この10年間は第3次長期振興計画の期間に該当します。この20年間のバブル経済の生成・崩壊によるデフレ不況は戦後経験したことのないものであり、まるで天国と地獄を同時に見たような時代でもありました。

2000年代に入り、公的資金を注入したことによって金融機関の不良債権処理が進み、民間企業の過剰な設備・雇用・負債が解消され、企業の業績も回復に向かいました。

平成17年（2005年）から少子・高齢化により、人口減少社会に突入したことを受け、国内需要を見限った企業は、海外市場に活路を求め、製造業は外需偏重となり、海外市場の動向に日本の景気が左右されるようになりましたが、円安を背景に好調な輸出系大企業や、外資による活発な設備投資、さらに、日銀の量的緩和政策により、中小・零細企業、内需企業でも過去最高の売り上げを記録するなど景気の拡張期が続きました。しかし、平成19年（2007年）のアメリカのサブプライムローンに端を発した世界金融危機、さらに、平成20年（2008年）のリーマンショックにより世界同時不況に陥り、日本もその影響を受け、再び不景気の時代に突入しました。そして平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災と福島第一原子力発電所事故は、復興費用や補償費用、電力危機など、経済に悪影響を与えています。この10年間は第4次長期振興計画の期間に該当します。

平成24年（2012年）12月の総選挙において自民党が政権復帰し、第2次安倍内閣が発足しました。政府は「金融政策」「財政政策」「成長戦略」という3つの政策を柱とした「アベノミクス」を推し進め、ようやく景気回復の兆しが見えはじめてきましたが、国民一人ひとりが景気回復を実感できるまでには至っていない状況です。社会保障と税の一体改革に伴う、消費税増税による景気の腰折れやTPP参加における日本経済への影響等まだまだ課題は山積しています。

また、国では「日本創生会議」において極端な人口減少を示されたことを受け、2060年に1億人程度の人口を維持するための「長期人口ビジョン」と「総合戦略」を平成26年（2014年）12月に閣議決定し、『地方における安定した雇用を創出する』『地方への新しい人の流れをつくる』『若い世代の結婚・子育ての希望をかなえる』『時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する』の4つの基本目標を設定し、地方創生への取り組みを本格化させました。地方自治体においても、平成27年度（2015年度）に「地方版人口ビジョン・総合戦略」を策定し、地域の実情に合った地方創生への取り組みを進めています。

2 国・地方の財政危機

バブル経済崩壊後、株式、土地などの資産デフレに見舞われ不良債権が増大し、日本経済が金融不安に揺れた平成10年度を境に、景気浮揚のために公共事業等への財政支出規模が拡大し、毎年30兆円を超える国債の大量発行時代を迎え現在に至っています。

平成26年度12月末の国の債務残高は約1,062兆円(国債は約874兆円)を超え過去最悪を更新し、国内総生産(GDP)の約2倍近くになり、国民1人当たり約811万円の借金を背負っている計算になります。また、平成27年3月末の地方の債務残高は約200兆円程度になり、国と地方を合わせると借金残高は約1,200兆円規模に膨らんでいます。このように国・地方とも財政は危機的な状況に陥っており、財政再建は待ったなしの状況にあります。

平成25年度の法定5税による地方交付税の法定率分は11兆円です。現実には、地方交付税が17.1兆円、地方特例交付金が0.1兆円、臨時財政対策債が6.2兆円で合計約23.4兆円になります。法定率分の2倍以上の地方交付税が交付されていることになります。

国では、このような状況を改善するため、地方に対して地方交付税と臨時財政対策債の縮減や大幅な歳出カットを求めています。また、財源の安定化を図るため、さらなる増税も予想されます。

町内企業は、アベノミクスの効果による円安・株高の影響で、経常黒字に転換する企業が増えています。しかし、業績の回復が設備投資、雇用の回復の拡大につながり、個人所得の増加につながらなければ、個人消費は拡大しません。経済の循環ができあがり、景気回復がしっかりとした足取りにならなければ、町財政基盤の安定にも結び付いてきません。このため、現状においては依然として、予断を許さない状況にあることには変わりません。

3 社会保障費の増加

● 年金制度

昭和36年(1961年)に国民皆年金体制が発足し、昭和60年(1985年)に基礎年金の導入による一元化が図られ、給付と負担の適正化、女性の年金権の確立を目的に改革が行われました。しかし、若い世代に給付減と負担増を求める内容であったため、若い世代を中心とした現役世代の年金制度への不安感・不信感が高まり、近年の保険料の納付率は60%前後と低い数値で推移しています。国では社会保障と税の一体改革により、基礎年金の国庫負担割合1/2の恒久化、受給資格期間の短縮、年金の一元化、短時間労働者への厚生年金の適用拡大等、安定的な年金制度の確立を図っています。少子・超高齢社会の突入、人口減少による積立金の枯渇やそれに伴う年金額の引き下げ、受給開始年齢の引き上げが懸念されています。また、年金額はマクロ経済スライドの実施に伴い、物価の上昇に年金額が追いつかない年金目減り時代に突入しました。

● 医療保険制度・介護保険制度

不況による企業のリストラや就業形態の多様化で、サラリーマンや公務員の保険制度は縮小傾向にあり、医療保険を支えてきた健康保険組合も解散が相次いでいます。このため、失業者、退職者、高齢者の受け皿になってきた国民健康保険は、超高齢社会の到

来により、一層厳しい財政運営が待ち受けています。当町の国民健康保険においても、医療費・後期高齢者医療支援金・介護保険給付金の増加により、平成16年度に13.6%、平成17年度に23.8%、平成26年度に22.0%の値上げを行いました。

現在、国において財政安定化を図ることを目的に、国民健康保険の保険者を市町村から都道府県に移管し、広域化を図るとしています。

昭和58年（1983年）に高齢者の医療費を国民全体が公平に負担することを目的に、老人保健制度がスタートし、一定の役割を果たしてきました。しかし、高齢化が進むにつれて、老人医療費拠出金が各医療保険制度の財政を圧迫するようになり、平成20年度に後期高齢者医療制度に移行しました。この制度は、高齢者医療の負担のルールを明確にすることを目的に創設されましたが、高齢化や医療の高度化等により、医療費の増加は止まりません。

平成12年4月に始まった介護保険制度は、法律で3年ごとに保険料を見直すことになっています。当初の月額保険料は2,267円でしたが、給付費等の増加により第6期の保険料は5,160円となっています。介護保険利用者の増加等により、既に平成26年度現在でも介護保険特別会計は厳しい状況に置かれています。

厚生労働省の試算で現行制度を続けた場合、介護にかかる費用は現在の9.5兆円が10年後の平成36年度には約2.4倍の23兆円に膨らむ推計が出ています。

社会保障費全体は急速な少子・超高齢社会の中で、平成25年度から長期的な視野に立った抜本的対策を行うため、社会保障と税の一体改革を行い、平成26年4月から消費税を8%に増税し、社会保障費の財源の安定化を図りました。また、平成28年1月から開始となる社会保障・税番号制度の導入により、社会保障費の公正な給付と負担の確保を図ることとしています。

5 戦後の社会システムの老朽化 ・ 国際化の進展

今までの工業社会における企業は、終身雇用、年功序列など日本型の経営慣行で成果を上げてきました。しかし、ICTを活用した情報社会においては、人材が重要となり、個々の労働者に独創性と自発性が必要になりました。また、雇用形態の主流は、総合職の終身雇用から専門職の外部委託に変化しています。情報化社会の労働者は、労働が専門化し、特殊な能力が要求されるため、社員の会社への貢献度は個人差が激しくなり、従来の年功序列、終身雇用は崩壊し、グローバルスタンダードによる欧米式の企業経営（年俸制の導入、成果主義による賃金体系）に移行が図られています。

間接金融、メインバンク制、株式の持ち合い、系列企業など閉鎖的な市場は、資本集約的産業（重化学工業等）を育成するためには大きな効果を上げてきました。しかし、開かれた自由な金融市場でなければ、ベンチャー企業、新規事業等は育ちにくいいため、欧米では1980年代に金融システムの改革を進めました。しかし、日本の金融機関は護送船団方式により長年守られてきたため、国際競争力が弱くなり、都市銀行等の合併、銀行の倒産が相次いで起こりました。このため、平成8年に「日本版ビッグバン」が実施され、自由、公正、国際化を3大原則に世界に20年遅れて金融改革が始まりました。

産業分野では、FTAやEPAが急速に締結されています。また、現在はTPP参加

に向けた交渉が行われています。

この様に、世界市場の自由化による世界共通のルール化により、好むと好まざるとにかかわらず、国際競争が求められる時代に入っています。当町にある企業も海外に工場を持ち、世界を相手に企業活動を行っています。

また、インターネットの普及により情報や経済活動はボーダレス化しています。日本においても、インターネット上に蓄積された情報「ビッグデータ」の有効活用や平成 27 年から始まる社会保障・税番号制度による国民総背番号制の導入、これに伴う情報提供ネットワークシステムの活用によって、利便性の高い I C T 社会システムを構築しようとしています。当町では、このような時代の変化に対応した政策を実行し、魅力ある地域づくりを進めることが課題になります。

6 少子・超高齢社会、人口減少社会の到来

日本の人口は、平成 17 年（2005 年）から減少に転じ、43 年後の 2048 年には 1 億人を割り込み 9,913 万人となり、人口減少がさらに進行すると推計されています。また、超高齢社会の到来により老年人口が増加し、生産年齢人口と年少人口が減少して、日本の社会構造は大きく変化します。人口の減少に伴う生産年齢人口と年少人口の減少、老年人口の増加は日本経済の縮小につながる可能性を示唆しています。

生産年齢人口に属していた「団塊の世代」（昭和 22 年（1947 年）から昭和 24 年（1949 年）に生まれた世代）が、高齢者の仲間入りをし、今まで税金や社会保険料を納めていた世代が、社会保障を受ける世代に変わりました。少子化は①晩婚化、非婚化による未婚率の増加②夫婦出生率の低下等が要因といわれています。当町の平成 24 年度末の合計特殊出生率は 1.41 となっています。

平成 15 年 7 月に成立した少子化社会対策基本法においては、「急速な少子化の進展と高齢者の増加は有史以来の未曾有の事態」として位置付け、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進する必要性をうたっています。また、平成 24 年 8 月に子ども・子育て支援法が施行され、新たな子ども・子育て支援制度が平成 27 年 4 月から開始されました。これら少子・超高齢社会、人口減少の進行により、社会保障制度をはじめ日本社会のあらゆる仕組み、制度が大きな転換期を迎えています。

日本全体の人口は、平成 17 年（2005 年）から減少に転じましたが、当町においては今後も当分の間、人口が増加すると推計されます。しかし、構成比については全国的な傾向と同様に、老年人口は増加し、年少人口と生産年齢人口は減少します。このため、当町においても、少子・高齢化に対して総合的な対策を講じることが課題になります。

7 地方分権・自立への道

画一性や効率性を重視し、地方自治体をコントロールする「中央集権型」の行政システムでは、あらゆる面に対応が困難になってきました。このため、国は平成 12 年 4 月地方分権一括法を施行し、自己決定、自己責任による「地方分権」の行政システムに移行を図りました。

この地方分権に対応し、御代田町の将来のあるべき姿を探るため、平成 14 年 8 月 26

日に佐久市・臼田町・浅科村と任意合併協議会を設置し、1年余にわたり合併協議を重ねてきました。町は最終判断を下すために、20歳以上の全町民を対象にアンケート調査を実施しました。その結果、現在の枠組みの合併は反対が53%を超え、賛成との間に大きな乖離をみせました。町は、この結果を厳粛に受け止め、総合的に判断して、平成15年9月26日の任意合併協議会において正式に離脱し、自立の道を歩むことになりました。

町では、平成16年度から平成25年度までの10年間を計画期間とする「自律・協働のまちづくり推進計画」を策定し、新制御代田町を形成するため、職員の意識改革と人材育成、組織・機構の簡素合理化、定員管理及び給与（手当等）の適正化、財政基盤の確立等の改革を進めました。計画実行による財政効果は10年間で約30億円に達しました。

今後は、自律協働のまちづくり推進計画の理念を第5次長期振興計画に反映させていきます。また、自律協働のまちづくり推進計画に代わる行政改革大綱を策定し、真に「自立」のできる御代田町を築き上げていかなければなりません。

第3節 御代田町の将来像

超長期目標

2万人公園都市構想

2万人都市構想の要因

- 上信越自動車道の開通、北陸新幹線の開業により、首都圏からの時間が大幅に短縮され、首都圏からの流入人口が多くなり、新幹線通勤者も増加しています。また、近隣市町（特に軽井沢町、佐久市、小諸市）からの転入者が多いことがあります。
- 過去15年間の人口動態の状況を分析すると、自然動態の増加が492人、社会動態の増加が1,814人で合計2,306人増加しています。構成比で自然動態が21%、社会動態が79%になっており、当町の人口増加の大きな要因は転入の増加にあります。
- 当町の都市計画用途地域面積は704ha、その内、住居系用途地域面積は599haあり、全体の85%を占めていますが、住宅地としての未利用地が多く残存しています。このため、住宅地としての環境整備（排水路の整備、道路網等）を逐次計画的に実施します。
- 定住・移住人口を増やすためには、働く場や経済活動の場としての産業振興が必要です。このため、既存企業の成長のための産業振興を図ります。また、新たな企業誘致についても積極的に働きかけます。
- 行政サービス（福祉、教育、環境等）の質の高さが、人口の定着と転入者の増加につながります。このため、行政サービスの質の向上を図ります。

2万人都市構想の効果

- 公共施設（消防署・文化施設・体育施設・福祉施設・教育施設など）の投資効果が高く、効率的な施設運営ができます。
- 下水道事業、上水道事業等の公営企業会計の収入が増加し、企業会計の経営が改善されます。
- 購買人口が増加し、町内の商業活動等が活発化して、経済効果が高くなります。
- 将来、人口が増加していくという明るい見通しがあることにより、町民が夢と希望を持つことができます。これにより、定住人口の増加を図ることができます。
- 人口の増加は、地域における労働力や資本という生産要素の流動状況を反映しているので、地域経済の成長指標として評価されます。
- 都市活力の源である人口を増加させることにより、税収が増加し、行政サービスが向上します。

* 人口減少社会において、人口を増加させることは容易ではありません。「2万人」は、今まで当町の人口が増加してきたことを前提に展望できる構想であるとともに、この傾向が続くよう、実現に向けて相当な覚悟をもって努力していく必要があります。

公園都市の定義

- 大自然が創造した自然公園（自然公園法 2 ①）、上信越高原国立公園が 2,211ha、妙義・荒船・佐久高原国定公園が 85 ha あり、町の総面積の 40%を自然公園が占める自然豊かな町です。
- 町民がつどい、潤いと憩いのオアシスとして、公園のまちづくりを計画的に進めてきた結果、やまゆり公園・龍神の杜公園・雪窓公園・しゃくなげ公園、そのほか、ポケットパークが7カ所整備されています。
- 町全体を「安らぎと潤い」をイメージした公園のまちづくりを進めていきます。

歴史と伝統を守り 真の自立を目指す

文化・高原公園都市 御代田

歴史と伝統を守り

現在の御代田町は、昭和 31 年に小沼村・御代田村・伍賀村の 3 村が合併し、誕生しました。以来、道路・下水道・住宅・公園等のインフラ整備を推進して、生活環境の充実を図るとともに、小中学校・保育園・学校給食の統廃合を行うなど、財政基盤の確立を図ってきました。また、第 1 次から第 4 次長期振興計画に基づいた計画行政を確実に進めてきました。これら、先人達の先見性のある政策と不断の努力により、日本が人口減少社会に突入した現在でも、当町は人口増加を続けています。今後も先人達の知恵と精神により、築き上げられた現在の御代田町の歴史と伝統を守り、まちづくりを進めていきます。

真の自立を目指す

当町は、平成 15 年 9 月に任意合併協議会を正式に離脱し、自立の道を歩むことを決めました。町では、平成 16 年度から平成 25 年度までの 10 年間を計画期間とする「自律・協働のまちづくり推進計画」を策定し、計画に基づいた行政改革、財政基盤の確立を図ってきました。今後は「自律・協働のまちづくり推進計画」の理念を引き継いだ第 5 次長期振興計画に基づき計画行政を行い、より一層の行政改革と財政基盤の確立を図ります。また、住民自治の拡充を図り、町民と行政が共同してまちづくりを行い、真の自立を目指します。

文化

平成 15 年 4 月、複合文化施設「エコールみよた」と施設内の博物館「浅間縄文ミュージアム」の完成により、町の文化・芸術の拠点としての機能が整いました。今後、これらの施設の活用を図りながら、コンサート・展覧会・講演会などをおして文化・芸術の振興を図ります。

「寒の水」「小田井宿まつり」などの地域の伝統文化の伝承に努め、「龍神まつり」を町全体の文化に育て上げます。

文化とは、「特定の集団の構成員によって習得され、共有され、伝達される行動様式、あるいは生活様式の全体系」とされています。文化には①技術の文化（生産様式・経済活動など）②社会の文化（政治組織など）③価値の文化（芸術など）の 3 つの種類があるとされています。また、内容的には知識・信条・芸術・法・道徳・慣習などがあります。

まちづくりの考え方

1 基本構想のベース

「自助」「共助」「公助」をベースとしたまちづくり

「自立」を目指す御代田町は、個人自らが行う「自助」（個人の努力）、個人ではできないことを家族や地域の取り組みの中で解決する「共助」（力の結集）、それでも解決できない問題は行政が担う「公助」（補完的支援）を基本として、まちづくりを行っていく必要があります。

「安全・安心」をベースとしたまちづくり

東日本大震災以降、自然災害は他人事ではなくなり、想定外という言葉は通用しなくなりました。災害発生時の行動体制や被災者への支援体制を確立する必要があります。

また、子どもや高齢者等の社会的弱者を狙った事件、交通事故の多発、感染症の流行、食の安全性の問題等日常生活における安全・安心への関心が高まっています。

このため、住民が安全に安心して暮らせるまちづくりを行っていく必要があります。

「小学校区単位」をベースとしたまちづくり

町の均衡ある発展と行政の効率的な投資のためには、国・県・町の公共事業及び民間の経済活動の誘導は、バランスのとれた効率的な投資を行わなければなりません。

このため、公共事業、各種計画及び民間の経済活動等の誘導については、小学校区を単位とした投資を行い、バランスのとれたまちづくりを行っていく必要があります。

「定住・交流」をベースとしたまちづくり

超長期目標である「2万人公園都市構想」の実現に向けて、当町に居住した人が住み続けたくなるまちづくりを行い、定住人口を増加させていく必要があります。また、広域連携の推進や町域を越えた多様な交流を促進し、経済活動や文化活動が活発に行われ、人口増加につながるように活力あるまちづくりを行っていく必要があります。

2 自律・協働のまちづくりの理念

自律の理念によるまちづくり

行政からの徹底した情報公開を行い、行政内容の説明責任を果たすことにより、行政全体の透明度を高めます。それに対して、住民自らが責任を持って判断し、行動する自尊の精神を持って、最大限の自助努力により、取り組む姿勢と精神を持ってまちづくりを行っていく必要があります。

協働の理念によるまちづくり

住民は、サービスの受け手であると同時に、サービス提供や地域づくりの担い手として主体的に活動し、住民自治の拡充に向けて、積極的にまちづくりを行っていく必要があります。

第4節 計画の構成

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3段階に区分して策定します。

(1) 基本構想

当町の現状の認識及び21世紀の持続性ある振興・発展を基礎として、平成37年度(2025年度)における望ましい都市像と、これを達成するために必要な施策の大綱を定めます。

計画期間は10ヶ年で、平成37年度(2025年度)を目標年度とします。

(2) 基本計画

基本構想に基づき、施策及び根幹的事業を定めます。また、目標達成のための基本的施策の方向を、総合的かつ体系的に示すものです。

この計画は、社会経済情勢の変化に即応した実効性のあるものにするため、計画期間を5ヵ年として、前期は平成28年度(2016年度)を初年度とし、平成32年度(2020年度)を目標年度とします。

(3) 実施計画

基本構想及び基本計画で定められた施策に基づき、具体的に実施する事業計画とその財政見通しを明らかにするために、3ヵ年を計画期間とする実施計画を策定し、各年度の予算編成の指針とします。

この計画は、毎年ローリングを行い実効性のあるものとします。

第 1 章

第 1 節 主要指標

(1) 日本の人口及び世帯の推計

① 人口の推計

日本の総人口の推移は、平成 22 年（2010 年）の国勢調査をもとに、平成 24 年（2012 年）に国立社会保障・人口問題研究所が推計した将来人口数を使用しています。

日本の将来推計人口によると、総人口は平成 22 年（2010 年）に 1 億 2,806 万人であり、以後、長期の人口減少過程に入ります。そして、2100 年に日本の人口は高位推計で 6,591 万人、中位推計で 4,959 万人、低位推計で 3,704 万人まで減少すると予測されています。

② 世帯の推計

世帯総数は平成 31 年（2019 年）にピークを迎え 5,307 万世帯になり、その後減少に転じ、平成 42 年（2030 年）の世帯総数は 5,123 万世帯となります。

平均世帯人員の縮小にはブレーキがかからず減少が続き、平均世帯人員は平成 22 年（2010 年）の 2.42 人から、平成 42 年（2030 年）には 2.22 人まで縮小します。ただし、縮小の速度は次第に緩やかになります。

(2) 御代田町の人口の推計

表 1 御代田町の将来人口及び世帯推計

(単位：人・世帯)

		7 年	12 年	17 年	22 年	27 年	32 年	37 年	42 年
人 口	0～14 歳	2,225	2,199	2,222	2,219	2,182	1,979	1,836	1,783
	15～64 歳	8,333	8,809	9,076	9,219	9,175	9,244	9,355	9,420
	65 歳以上	2,015	2,404	2,826	3,265	3,697	4,295	4,739	5,135
	総 数	12,573	13,412	14,124	14,703	15,054	15,518	15,930	16,337
構 成 比 率	0～14 歳	17.7%	16.4%	15.7%	15.1%	14.5%	12.8%	11.5%	10.9%
	15～64 歳	66.3%	65.7%	64.3%	62.7%	60.9%	59.6%	58.7%	57.7%
	65 歳以上	16.0%	17.9%	20.0%	22.2%	24.6%	27.7%	29.7%	31.4%
世帯総数		4,309	4,759	5,069	5,623	5,573	5,905	6,240	6,511
平均世帯人員 (総人口/世帯数)		2.92	2.82	2.79	2.61	2.70	2.63	2.55	2.51
全国平均		2.85	2.70	2.55	2.47	2.34	2.29	2.25	2.22

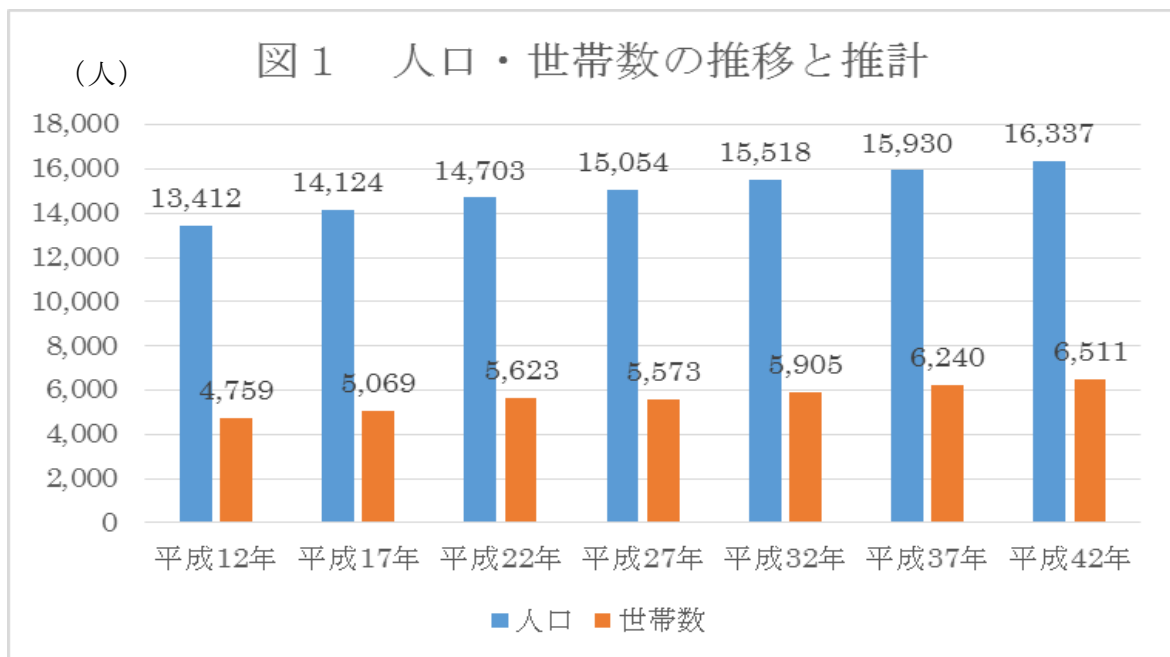
① 人口の推移

昭和 35 年（1960 年）の当町の人口は 8,145 人（国勢調査）であったものが、平成 26 年（2014 年）10 月 1 日現在、54 年間で 6,909 人増加し、15,054 人（増加率 84.8%）になりました。昭和 35 年（1960 年）以降、着実に人口の増加を維持しています。

平成 17 年（2005 年）から平成 25 年（2013 年）までの 8 年間で、人口は 918 人増加しました。この内容を人口動態でみると、自然動態では出生数が 1,169 人、死亡数が 1,271 人で、この 8 年間で 102 人減少しています。また、社会動態では転入者が 8,466 人、転出者が 7,773 人で、8 年間で 693 人増加しています。この結果、当町は転入者の多いことが人口増加に大きく寄与していることが分かります。

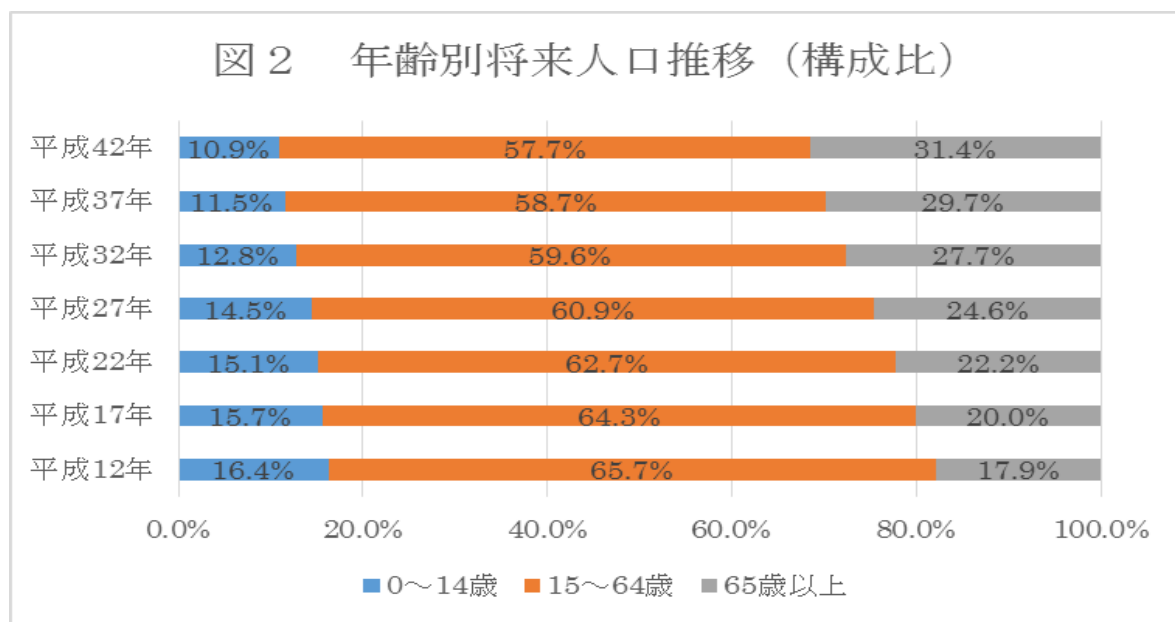
転入者を前住所地別でみると、県内では近隣 3 市町の佐久市、小諸市、軽井沢町の順に多くなっています。同 3 市町へは転出者も多い状況ですが、特に、軽井沢町からは転入者が転出者を上回る状況が続いています。県外では東京都、神奈川県、埼玉県等首都圏からの転入者が多くなっています。

町内への転入先及び転居先を地区別に見てみると、平成 26 年度実績では、向原区・西軽井沢区・栄町 2 区・一里塚区・小田井区・大林地区の 6 地区に転入者、転居者が多くなっています。この理由としては、都市計画の住居専用地域内で宅地造成が行われている地区、アパートの多い地区、企業の社宅があることがあげられます。



② 年齢階層別人口の推移

年齢階層別人口でみると、少子高齢化の影響を受けて平成12年（2000年）に老年人口が2,404人、年少人口が2,199人になり、老年人口が年少人口を上回りました。しかし、平成22年（2010年）における年少人口が15.1%（全国平均13.1%）、生産年齢人口が62.7%（全国平均63.8%）、老年人口が22.2%（全国平均23.0%）になっており、全国平均に比べ、年少人口の比率が高くなっています。生産年齢人口は、人口の構成比では全国平均を若干下回りますが、人口では微増を続けています。老年人口は全国平均を若干下回っています。



③ 将来人口の推計

当町の将来人口推計は、平成42年（2030年）の人口が16,337人になります。この結果は、平成22年（2010年）の国勢調査の男女別5歳年齢別人口及び国立社会保障・人口問題研究所による平成19年（2007年）長野県仮定値（出生率等）等を基礎数値としたコーホート要因法及び平成16年度から平成25年度までの当町の社会動態の実績で推計しました。

年少人口については、平成22年（2010年）の2,219人から平成42年（2030年）には1,783人に減少するものと推計されます。

生産年齢人口は、平成22年（2010年）の9,219人から平成42年（2030年）には9,420人に増加するものと推計されます。

老年人口は、国の増加傾向と同様に推移し、平成37年（2025年）には4,739人、平成42年（2030年）には平成22年（2010年）の約1.57倍の5,135人になると推計されます。

今後、団塊の世代が高齢者の仲間入りをすることにより、高齢化が一層進み平成37年（2025年）からは、総人口の約30%以上を老年人口が占めると推計されます。

(3) 御代田町の世帯の推計

① 世帯数の推移

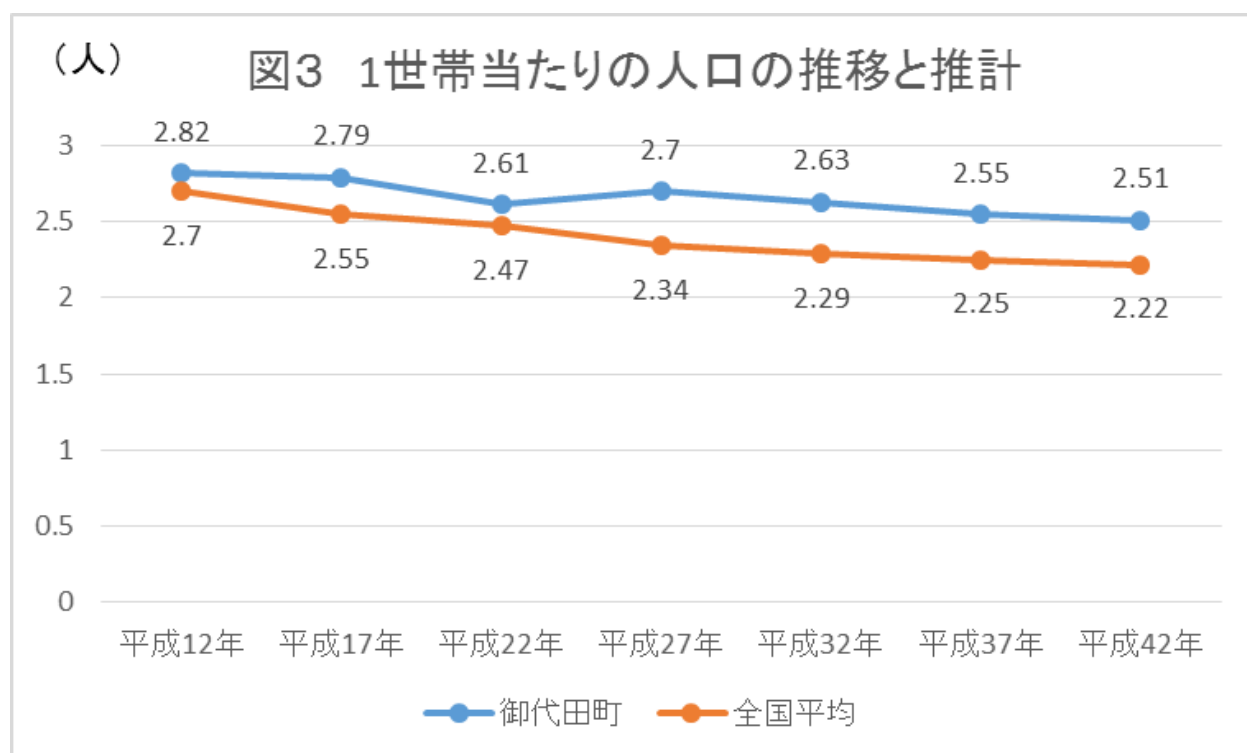
当町の世帯数の推移をみると、昭和35年(1960年)1,665世帯であったものが、人口の増加とともに世帯数も増加し、平成22年(2010年)には5,623世帯まで増加しました。平成12年(2000年)から平成22年(2010年)までの10年間で864世帯増加しました。

地区別にみると西軽井沢区・向原区・児玉区・栄町2区・荒町区・一里塚区で、それぞれ100世帯以上増加しています。特に、西軽井沢区では平成12年(2000年)の599世帯から10年間で321世帯(増加率で53.6%)増加して、平成22年(2010年)には880世帯になりました。

② 将来世帯数の推計

平成22年(2010年)の世帯数5,623世帯から、平成37年(2025年)には6,331世帯に増加すると推計されます。

一世帯当たりの人員は減少を続け、平成37年(2025年)には2.55人になると推計されます。これは、核家族化などによる一世帯当たりの人員の減少が進むことと、「単身世帯」「ひとり親と子からなる世帯」が増加することが要因と考えられます。



(5) 御代田町の産業別人口の推計

表2 産業別人口の推計

(単位：人)

産業大分類	17年	22年	27年	32年	37年	42年	
第1次産業	920	762	708	629	551	477	
第2次産業	2,610	2,363	2,467	2,486	2,516	2,533	
第3次産業	3,991	4,172	4,440	4,557	4,698	4,809	
合計	7,521	7,297	7,615	7,672	7,765	7,819	
第1次産業（構成比）	12.23%	10.44%	9.30%	8.20%	7.09%	6.10%	減少
第2次産業（構成比）	34.70%	32.38%	32.40%	32.40%	32.40%	32.40%	横ばい
第3次産業（構成比）	53.06%	57.17%	58.30%	59.40%	60.51%	61.50%	増加

① 就業者人口の推移

当町の就業者人口の推移をみると、昭和35年（1960年）4,265人であったものが、50年間で3,032人増加して、平成22年（2010年）には7,297人になりました。

第1次産業は、昭和35年（1960年）に2,873人（構成比67.4%）を占めていましたが、平成22年（2010年）には762人（構成比10.4%）に激減しました。

その反対に、第3次産業は、第1次産業従事者を吸収するような形で、平成22年（2010年）には4,172人（構成比57.2%）に増加し、就業者人口の半数以上を占めるようになりました。

第2次産業は、昭和35年（1960年）に589人（構成比13.8%）であったものが、平成7年（1995年）に3,065人（構成比42.7%）でピークを迎え、その後、減少傾向になっています。

② 就業者将来人口の推計

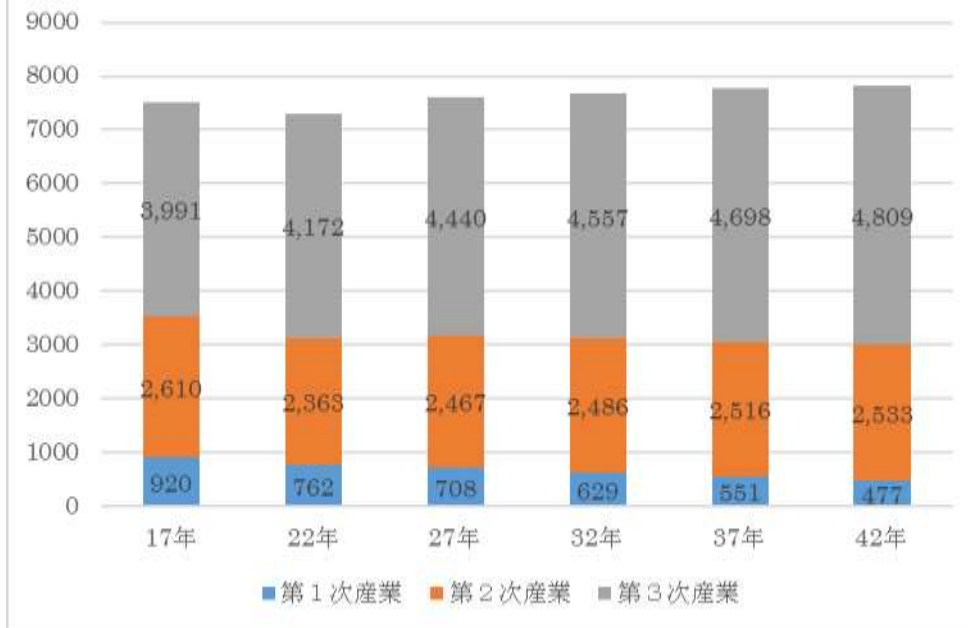
第1次産業は、現在の農業が置かれている厳しい状況が継続すると推測した場合、平成22年（2010年）の762人から、平成42年（2030年）には477人に減少すると推計されます。

第2次産業は、工場の立地やインフラの更新等一定の需要が見込まれることから、構成比率が横ばいで推移すると仮定した場合、平成22年（2010年）の2,363人から平成42年（2030年）には2,533人に増加すると推計されます。

第3次産業は、第1次産業従事者を吸収すると推測した場合、平成22年（2010年）の4,172人から平成42年（2030年）には4,695人に増加すると推計されます。

図4 産業人口の推移と推計

(人)



第2節 土地利用構想

(1) 土地利用の基本方針

町土は町民にとって、現在及び将来における限られた資源であるとともに、生活及び生産に通ずる諸活動の共通の基盤です。

こうした認識に立ち、合理的で快適な都市環境を創造するため、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、各地域の自然的・社会的・経済的条件に配慮して、健康で住み良い生活環境の確保と町域の均衡ある発展を目指して、総合的・計画的に土地利用を推進します。

(2) 土地利用構想

当町は、自然的・社会的・経済的条件により、「市街地整備ゾーン」「田園ゾーン」「農業的土地利用調整ゾーン」「土地利用調整ゾーン」「森林保全ゾーン」の5つの性格の異なるゾーンから構成されます。「都市計画」「農業振興地域整備計画」「地域森林計画」などの個別法との整合性を図りながら、一体的に土地利用を行い、均衡ある町土の発展を図ります。

①市街地整備ゾーン

既に用途地域の指定がされていますが、「都市計画マスタープラン」の具体的整備計画に従い、均衡の取れた住・商・工の配置のもとに、地域の活性化と良好な市街地環境の形成を図ります。

②田園ゾーン

農用地を中心とし、農業生産の拠点としての機能を高める諸施策を行います。また、市街地整備ゾーンを取り囲む緑地空間として、田園的環境を確保します。

点在する農村集落の整備にあたっては、農業生産効率の良い土地利用形態に配慮し、他の用途の混在を最小限にとどめ、基盤整備を推し進めます。

③農業的土地利用調整ゾーン

いわば農業的土地利用から都市的土地利用への変遷がおりえる地域であり、計画的な土地利用の転換を諸施策として対応しなければならない地域です。

農業経営者の諸事情と将来の生活設計とに鑑み、農協等の諸団体、行政との調整のもとに必要な措置を講じます。

④土地利用調整ゾーン

森林保全ゾーンと農業的土地利用調整ゾーンとの境にあり、かねてから「千曲川高原リゾート」の指定を受けているとともに、水源保全、保安林等の指定も受けており、開発になじまない地域です。しかし、社会経済の流れで水資源のかん養や防災等に留意し、自然保護の立場から、人為的土地利用と自然との緩衝帯として計画的に整備する可能性

があります。

⑤森林保全ゾーン

水資源のかん養及び防災に留意し、長期的に保護していくため開発は行いません。

